

保育の必要性と必要量・認定の有効期間（米子市の場合）

①保育の必要性の認定（2号・3号）

保護者（父及び母）がそれぞれ次の事由に該当するとき、2号・3号認定を受けることができます。

- | | | |
|-----------------------|----------|----------|
| ① 就労（月60時間以上） | ② 妊娠中・出産 | ③ 病気・障がい |
| ④ 家族の常時介護・看護（月60時間以上） | ⑤ 災害復旧 | ⑥ 求職活動中 |
| ⑦ 就学・職業訓練（月60時間以上） | ⑧ DV・虐待 | |
| ⑨ その他、市が認める場合 | | |

②保育の必要量の認定

2号・3号認定は、保護者の事由及びその事由に要する時間により、利用時間も認定されます。

【保育標準時間認定】 1日11時間・週6日までの必要な時間に利用が可能

- | | | |
|------------------------|----------|----------|
| ① 就労（月120時間以上） | ② 妊娠中・出産 | ③ 病気・障がい |
| ④ 家族の常時介護・看護（月120時間以上） | ⑤ 災害復旧 | |
| ⑦ 就学・職業訓練（月120時間以上） | ⑧ DV・虐待 | |
| ⑨ その他、市が認める場合 | | |

【保育短時間認定】 1日8時間・週6日までの必要な時間に利用が可能

- | | | |
|------------------------------|--|---------|
| ① 就労（月60時間以上120時間未満） | | |
| ④ 家族の常時介護・看護（月60時間以上120時間未満） | | ⑥ 求職活動中 |
| ⑦ 就学・職業訓練（月60時間以上120時間未満） | | |
| ⑨ その他、市が認める場合 | | |

③認定の有効期間

- | | | |
|--------------|-----------|----------------------|
| 1号認定・・・認定日から | 小学校就学の前まで | |
| 2号認定・・・認定日から | 小学校就学の前まで | 又は 事由ごとに定める期間のうち短い期間 |
| 3号認定・・・認定日から | 3歳になる前日まで | 又は 事由ごとに定める期間のうち短い期間 |

【事由ごとに定める期間】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ② 妊娠中・出産（認定日から | 出産後8週の翌日の属する月の末日まで） |
| ⑥ 求職活動中（認定日から | 90日目の属する月の末日まで） |
| ⑦ 就学・職業訓練（認定日から | 卒業・修了予定日の属する月の末日まで） |
| ⑨ その他（市が認める期間） | |

※事由に該当しなくなった場合や米子市外に転出した場合は、認定は取り消されます。